

議事日程第 1 号

平成 2 6 年 4 月 3 0 日 (水)

- 第 1 仮議席の指定
 - 第 2 男鹿市議会議長の選挙
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

議事日程第 1 号の 2

- 第 1 議席の指定
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 会議録署名議員の指名
 - 第 4 男鹿市議会副議長の選挙
 - 第 5 男鹿市議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任
 - 第 6 議会広報特別委員会の設置
 - 第 7 男鹿地区消防一部事務組合議会議員の選挙
 - 第 8 男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の選挙
 - 第 9 八郎湖周辺清掃事務組合議会議員の選挙
 - 第 1 0 男鹿市農業委員会委員の推薦
 - 第 1 1 継続審査事件の承認
 - 第 1 2 議案上程 (議案第 4 0 号から第 4 2 号まで及び報告第 2 号)
提案理由の説明 (市長)、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決
-

本日の会議に付した事件

- 第 1 から第 1 1 までは、議事日程に同じ
- 第 1 2 議会運営委員会委員の辞任の許可
- 第 1 3 議会運営委員会委員の選任
- 第 1 4 議案上程 (議案第 4 0 号から第 4 2 号まで及び報告第 2 号)
提案理由の説明 (市長)、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第15 議案上程（議案第43号）

提案理由の説明（市長）、質疑、委員会付託省略、討論、表決

出席議員（20人）

1番 佐藤 巳次郎	2番 三浦 一郎	3番 米谷 勝
4番 木元 利明	5番 佐藤 誠	6番 古仲 清尚
7番 笹川 圭光	8番 安田 健次郎	9番 進藤 優子
10番 吉田 清孝	11番 船木 金光	12番 船橋 金弘
13番 畠山 富勝	14番 船木 正博	15番 中田 謙三
16番 小松 穂積	17番 土井 文彦	18番 三浦 桂寿
19番 高野 寛志	20番 三浦 利通	

欠席議員（なし）

議会事務局職員出席者

事務局長	木元 義博
主席主査	湊 智志
主席主査	杉本 一也
主席主査	夏井 大助

地方自治法第121条による出席者

市長	渡部 幸男	副市長	伊藤 正孝
教育長	杉本 俊比古	監査委員	湊 忠雄
総務企画部長	山本 春司	市民福祉部長	船木 道晴
産業建設部長	原田 良作	教育次長	目黒 重光
企業局長	安藤 恒昭	企画政策課長	菅原 信一
総務課長	藤原 誠	財政課長	佐藤 盛己
税務課長	鈴木 金誠	生活環境課長	渡部 源夫
健康子育て課長	伊藤 文興	介護サービス課長	水戸瀬 重孝

福祉事務所長 夏井正士
観光商工課長 飯澤主貴
病院事務局長 杉山武
学校教育課長 鈴木雅彦
監査事務局長 畠山喜代和
選管事務局長 (総務課長併任)

農林水産課長 中田和彦
建設課長 三浦秋広
会計管理者 天野綾子
生涯学習課長 加藤秋男
企業局管理課長 松橋光成
農委事務所長 (農林水産課長併任)

○事務局長（木元義博君） 本日は、一般選挙後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、佐藤巳次郎議員が年長議員でありますので、ご紹介申し上げます。

佐藤議員、よろしくお願いいたします。

（年長議員 佐藤巳次郎君 議長席に着く）

○臨時議長（佐藤巳次郎君） ただいまご紹介されました佐藤であります。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

午後 2時03分 開 会

○臨時議長（佐藤巳次郎君） これより、平成26年4月臨時会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

これからの議事は、議事日程第1号をもって進めます。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（佐藤巳次郎君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

日程第2 男鹿市議会議長の選挙

○臨時議長（佐藤巳次郎君） 日程第2、男鹿市議会議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を行います。

（議場閉鎖）

○臨時議長（佐藤巳次郎君） ただいまの出席議員数は20人です。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○臨時議長（佐藤巳次郎君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○臨時議長（佐藤巳次郎君） 投票用紙の配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○臨時議長(佐藤巳次郎君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じ、順次投票願います。

点呼を行います。

(職員氏名点呼)

1 番 佐藤巳次郎さん	2 番 三浦一郎さん	3 番 米谷勝さん
4 番 三浦利通さん	5 番 佐藤誠さん	6 番 古仲清尚さん
7 番 笹川圭光さん	8 番 安田健次郎さん	9 番 進藤優子さん
1 0 番 吉田清孝さん	1 1 番 船木金光さん	1 2 番 船橋金弘さん
1 3 番 畠山富勝さん	1 4 番 船木正博さん	1 5 番 中田謙三さん
1 6 番 小松穂積さん	1 7 番 土井文彦さん	1 8 番 三浦桂寿さん
1 9 番 高野寛志さん	2 0 番 木元利明さん	

○臨時議長(佐藤巳次郎君) 投票漏れありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○臨時議長(佐藤巳次郎君) 投票漏れなしと認めます。よって、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長(佐藤巳次郎君) これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に米谷勝君、佐藤誠君、船橋金弘君を指名いたします。よって、以上の諸君の立ち会いを願います。

(開 票)

○臨時議長(佐藤巳次郎君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 20 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち、有効投票 20 票

無効投票 0 票

有効投票のうち、三浦利通君 11 票、吉田清孝君 7 票、佐藤巳次郎 2 票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、三浦利通君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました三浦利通君が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。三浦利通君より、登壇の上、当選のごあいさつをお願いいたします。

【三浦利通君当選承諾及びあいさつのため登壇】

○議長（三浦利通君） ただいまは、議員各位より大きなご支援、ご支持をいただきました。大変ありがとうございます。心から御礼申し上げます。

議長という重責を担うこととなりましたが、どうか議員各位、さらには渡部市長、多くの職員の皆さんからも、今後ともご指導、ご鞭撻のほど、この場をお借りして、よろしくお願い申し上げます。

所信の一端を申し上げますけれども、私は、前吉田議長のもと、前任期より引き継がれておりますご案内のような議会の改革、具体的には、この後の議員の定数、適正な報酬のあり方、政務活動費や議会研修等々、これらの諸課題について皆さんと一緒にさらなる協議をし、早い時期に一定の結論を出せたらなという思いをしております。

さらには、ご案内のように現状のおかれている男鹿市というのは、かつてとは比較にならないような、極めて難しい問題、具体的には人口減少、少子高齢化、経済の低迷等々、さまざまな難しい問題を抱えておりますけれども、従来のような当局からの提案された是非を中心に議論するそういう議会だけでなくして、さらに私は前任期において基本条例もつくりましたけれども、ああいうものにもっと肉づけをしながら、対当局に対してもさまざまな政策に対し、提案や提言を積極的に示す。さらには、必要によっては条例も議員みずからがつくり出す、そういうような議会に皆さんと一緒にしていければなという思いを強くしているところです。どうかそういった面でも、今後とも皆さんと一緒にあって、今少しばかり私が申し上げたそういう課題に、どうかご協力をよろしく願いを申し上げて、御礼のごあいさつといたします。ありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（佐藤巳次郎君） 議長交代のため、暫時休憩いたします。

午後 2時19分 休 憩

午後 2時20分 再 開

○議長（三浦利通君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

この後の議事は、議事日程第1号の2をもって進めます。

日程第1 議席の指定

○議長（三浦利通君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

（職員氏名朗読）

1番 佐藤巳次郎さん	2番 三浦一郎さん	3番 米谷勝さん
4番 木元利明さん	5番 佐藤誠さん	6番 古仲清尚さん
7番 笹川圭光さん	8番 安田健次郎さん	9番 進藤優子さん
10番 吉田清孝さん	11番 船木金光さん	12番 船橋金弘さん
13番 畠山富勝さん	14番 船木正博さん	15番 中田謙三さん
16番 小松穂積さん	17番 土井文彦さん	18番 三浦桂寿さん
19番 高野寛志さん	20番 三浦利通さん	

以上であります。

○議長（三浦利通君） ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（三浦利通君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（三浦利通君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

1番佐藤巳次郎君、2番三浦一郎君を指名いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時21分 休 憩

午後 3時08分 再 開

○議長（三浦利通君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 男鹿市議会副議長の選挙

○議長（三浦利通君） 日程第4、男鹿市議会副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を行います。

（議場閉鎖）

○議長（三浦利通君） ただいまの出席議員数は20人であります。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（三浦利通君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 投票用紙の配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議長（三浦利通君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じ、順次投票願います。

点呼を行います。

（職員氏名点呼）

1番 佐藤巳次郎さん

2番 三浦一郎さん

3番 米谷勝さん

4番 木元利明さん

5番 佐藤誠さん

6番 古仲清尚さん

7 番 笹川圭光さん 8 番 安田健次郎さん 9 番 進藤優子さん
10 番 吉田清孝さん 11 番 船木金光さん 12 番 船橋金弘さん
13 番 畠山富勝さん 14 番 船木正博さん 15 番 中田謙三さん
16 番 小松穂積さん 17 番 土井文彦さん 18 番 三浦桂寿さん
19 番 高野寛志さん 20 番 三浦利通さん

○議長（三浦利通君） 投票漏れありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 投票漏れなしと認めます。よって、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（三浦利通君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に米谷勝君、佐藤誠君、船橋金弘君を指名いたします。よって、以上の諸君の立ち会いを願います。

（開 票）

○議長（三浦利通君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち、有効投票20票

無効投票 0票

有効投票のうち、笹川圭光君11票、米谷勝君7票、安田健次郎君2票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、笹川圭光君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました笹川圭光君が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。笹川圭光君より、登壇の上、当選のごあいさつをお願いいたします。

【笹川圭光君当選承諾及びあいさつのため登壇】

○副議長（笹川圭光君） このたびの副議長選挙におきまして、大方のご推挙を賜りましたことに対しまして、心から厚く御礼申し上げたいと思います。

副議長という職務については、議長を補佐するという立場ではありますが、この後も

また、皆様方のご支持、ご支援を得まして、副議長の職務に全うして頑張ってもらいますので、この後もよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

どうもありがとうございました。(拍手)

○議長（三浦利通君） 常任委員会等の構成協議のため、暫時休憩いたします。

午後 3時20分 休 憩

午後 4時46分 再 開

○議長（三浦利通君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（三浦利通君） 本日の会議時間は、議事の都合により、午後7時まで延長いたします。

暫時休憩いたします。

午後 4時46分 休 憩

午後 6時42分 再 開

○議長（三浦利通君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（三浦利通君） 本日の会議時間は、議事の都合により、午後8時まで再延長いたします。

日程第5 男鹿市議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

○議長（三浦利通君） 日程第5、男鹿市議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、指名いたしたいと思います。

職員に朗読させます。

【職員朗読】

総務委員会委員

木元利明さん 安田健次郎さん 小松穂積さん 三浦桂寿さん 高野寛志さん

三浦利通さん

教育厚生委員会委員

佐藤巳次郎さん 佐藤誠さん 古仲清尚さん 進藤優子さん 吉田清孝さん

船橋金弘さん 畠山富勝さん

産業建設委員会委員

三浦一郎さん 米谷勝さん 笹川圭光さん 船木金光さん 船木正博さん

中田謙三さん 土井文彦さん

議会運営委員会委員

佐藤巳次郎さん 米谷勝さん 吉田清孝さん 船橋金弘さん 畠山富勝さん

小松穂積さん 土井文彦さん

以上であります。

○議長（三浦利通君） ただいま指名いたしましたとおりの選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を、それぞれの常任委員及び議会運営委員に選任することに決しました。

日程第6 議会広報特別委員会の設置

○議長（三浦利通君） 日程第6、議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会だより編集等に関する件を特定事件として、委員会条例第6条の規定に基づき、6人の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、議会だより編集等に関する件は、6人の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました議会広報特別委員会委員の選任につい

ては、委員会条例第8条第1項の規定により、木元利明君、古仲清尚君、安田健次郎君、進藤優子君、畠山富勝君、中田謙三君を指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を、議会広報特別委員会委員に選任することに決しました。

委員会条例第10条第1項の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会並びに、ただいま設置されました議会広報特別委員会を議事堂に招集いたします。

以上、告知いたします。

各委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 6時46分 休 憩

午後 7時55分 再 開

○議長(三浦利通君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(三浦利通君) 本日の会議時間は、議事の都合により、午後9時まで再々延長いたします。

○議長(三浦利通君) 各常任委員会及び議会運営委員会並びに議会広報特別委員会において、正副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

総務委員長には高野寛志君、同じく副委員長には木元利明君。教育厚生委員長には佐藤誠君、同じく副委員長には進藤優子君。産業建設委員長には米谷勝君、同じく副委員長には船木金光君。議会運営委員長には小松穂積君、同じく副委員長には佐藤巳次郎君。議会広報特別委員長には古仲清尚君、同じく副委員長には中田謙三君。

以上のとおりご報告いたします。

日程第7 男鹿地区消防一部事務組合議会議員の選挙

○議長(三浦利通君) 日程第7、男鹿地区消防一部事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

男鹿地区消防一部事務組合議会議員に佐藤巳次郎君、木元利明君、佐藤誠君、船木金光君、船木正博君、三浦桂寿君、高野寛志君。以上の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を、男鹿地区消防一部事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が男鹿地区消防一部事務組合議会議員に当選されました。

ただいま組合議会議員に当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第8 男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の選挙

○議長(三浦利通君) 日程第8、男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法については、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたした

いと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員に米谷勝君、笹川圭光君、安田健次郎君、船橋金弘君、畠山富勝君、土井文彦君、三浦利通君、以上の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を、男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員に当選されました。

ただいま組合議会議員に当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第9 八郎湖周辺清掃事務組合議会議員の選挙

○議長(三浦利通君) 日程第9、八郎湖周辺清掃事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

八郎湖周辺清掃事務組合議会議員に三浦一郎君、古仲清尚君、進藤優子君、吉田清孝君、中田謙三君、小松穂積君、以上の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を、八郎湖周辺清

掃事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君が八郎湖周辺清掃事務組合議会議員に当選されました。

ただいま組合議会議員に当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第10 男鹿市農業委員会委員の推薦

○議長(三浦利通君) 日程第10、男鹿市農業委員会委員の推薦を議題といたします。

お諮りいたします。農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定による議会推薦の農業委員は2人とし、吉田清孝君、船橋金弘君を推薦いたしたいと思ます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、男鹿市農業委員会委員に、以上の諸君が推薦されました。

日程第11 継続審査事件の承認

○議長(三浦利通君) 日程第11、継続審査事件の承認を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第103条の規定により、議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項及び所管事項の調査について、平成27年3月定例会まで閉会中の継続審査にいたしたいとの申し出があります。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程追加の件

○議長(三浦利通君) 次に、お諮りいたします。土井文彦君から、一身上の都合により、議会運営委員会委員を辞任いたしたいとの申し出があります。この際、これを日

程に追加し、日程の順序を変更し、議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第12 議会運営委員会委員の辞任の許可

○議長(三浦利通君) 日程第12、議会運営委員会委員の辞任許可を議題といたします。

お諮りいたします。土井文彦君の議会運営委員会委員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって土井文彦君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決しました。

日程追加の件

○議長(三浦利通君) 次に、お諮りいたします。土井文彦君の議会運営委員会委員の辞任許可に伴い、1名の委員が欠員となりました。この際、議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、日程の順序を変更し、議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第13 議会運営委員会委員の選任

○議長(三浦利通君) 日程第13、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、当席より委員を指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって委員を指名いたします。笹川圭光君を議会運営委員会委員に指名し、選任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり笹川圭光君が議会運営委員会委員に選任されました。

議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 8時05分 休 憩

午後 8時26分 再 開

○議長（三浦利通君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（三浦利通君） ただいま市長から、特に発言したい旨の申し出がありますので、これを許します。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 本日、平成26年4月臨時会を招集いたしましたところ、ご出席を賜りましてありがとうございます。

議員の皆様におかれましては、去る4月13日に執行されました市議会議員一般選挙において、ご当選の栄誉を得られましたことを心からお祝い申し上げます。

また、本日の臨時会におきまして、議長、副議長をはじめ各常任委員会委員及び議会運営委員会委員並びにそれぞれの正副委員長が選任され、議会構成が決定されたことをお慶び申し上げます。

今後、市民の代表として、市勢発展のためご尽力いただきますようお願い申し上げます。

本市は、活力ある地場産業の構築と思いやりの心でつくり上げる、教育、観光、環境が豊かな文化都市を目指し、まちづくりに取り組んでおります。

議員の皆様のご理解、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） 次に、副市長より当局の説明員を紹介したい旨の申し出がありますので、これを許します。伊藤副市長

〔説明員紹介〕

日程第 1 4 議案第 4 0 号から第 4 2 号まで及び報告第 2 号を一括上程

○議長（三浦利通君） 日程第 1 4、議案第 4 0 号から議案第 4 2 号まで及び報告第 2 号を一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第 4 0 号 平成 2 5 年度男鹿市一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分について

議案第 4 1 号 平成 2 5 年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について

議案第 4 2 号 男鹿市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

報告第 2 号 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について

○議長（三浦利通君） 提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 本臨時会でご審議いただきます議案件は、補正予算及び条例の専決処分など 4 件ではありますが、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第 4 0 号平成 2 5 年度男鹿市一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分についてであります。

本議案は、平成 2 6 年 3 月定例会以降、平成 2 5 年度地方交付税及び市債等の確定に伴う予算措置について、平成 2 5 年度男鹿市一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分をしたもので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第 4 1 号平成 2 5 年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分についてであります。

本議案は、平成 2 6 年 3 月定例会以降、平成 2 5 年度公共下水道事業費及び市債等の確定に伴う予算措置について、平成 2 5 年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分をしたもので、その承認を求めるものであります。

次に、議案第42号男鹿市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

本議案は、地方税法の一部改正などに伴い、法人市民税、法人税割の税率の引き下げ、軽自動車税の税率の引き上げ、国民健康保険税の軽減措置の拡充など所要の改正を行うため、関係条例の一部を改正する条例の専決処分をしたもので、その承認を求めらるるものであります。

次に、報告第2号和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分についてであります。

本報告は、市民の運転する自家用車が市道の陥没箇所に落下した事故に伴う和解及び損害賠償額の決定について専決処分をしたもので、これを報告するものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） 次に、議案の説明を求めます。

はじめに、議案第40号及び第42号について、山本総務企画部長の説明を求めます。山本総務企画部長

【総務企画部長 山本春司君 登壇】

○総務企画部長（山本春司君） それでは、私から、議案第40号並びに議案第42号について補足説明を申し上げます。

はじめに、議案第40号平成25年度男鹿市一般会計補正予算（第9号）の専決処分について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをご覧願います。

本補正予算は、平成26年3月定例会以降、歳入においては、地方交付税及び市債等が確定したこと、また、歳出においては、歳入の確定に伴う財源振替のほか財政調整基金への積立金などについて措置したもので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、このたび、ご承認賜りたいというものであります。

まず、条文の第1条は、予算の総額から、歳入歳出それぞれ5千516万2千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ168億4千63万8千円とするものであります。

この予算規模は、当初予算に比較しますと6.0パーセントの増となっております。

予算の補正の当該区分ごとの金額等につきましては第1表で、第2条の繰越明許費の補正は第2表で、2ページをご覧ください。第3条の市債の補正は第3表によって、それぞれご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。

第1表は、歳入歳出予算補正であります。補正額とその概要について申し上げます。

まず、歳入であります。2款地方譲与税は18万2千円の減額であります。1項地方揮発油譲与税は189万5千円の追加、2項自動車重量譲与税は218万9千円の減額、3項特別とん譲与税は11万2千円の追加であります。

3款1項利子割交付金は、51万5千円の減額であります。

4款1項配当割交付金は、321万円の追加であります。

5款1項株式等譲渡所得割交付金は、596万6千円の追加であります。

6款1項地方消費税交付金は、140万4千円の追加であります。

8款1項自動車取得税交付金は、221万3千円の減額であります。

11款地方交付税は、2億2千854万5千円の追加で、普通交付税及び特別交付税であります。

4ページをご覧ください。

12款1項交通安全特別対策交付金は、48万7千円の減額であります。

13款分担金及び負担金1項分担金は52万円の追加で、農地農業用施設災害復旧事業費分担金であります。

15款国庫支出金は、576万4千円の追加であります。1項国庫負担金は682万1千円の追加で、農地災害復旧事業費負担金及び林道施設災害復旧事業費負担金などあります。

2項国庫補助金は、105万7千円の減額で、学校施設環境改善交付金であります。

16款県支出金2項県補助金は、262万2千円の減額で、灯油購入費緊急助成事業費補助金であります。

19款1項繰入金は、2億6千985万2千円の減額で、財政調整基金及び教育施設整備基金繰入金などあります。

22款1款市債は、2千470万円の減額であります。後ほど第3表市債補正で

ご説明申し上げます。

以上の結果、歳入合計は5千516万2千円を減額し、予算の総額を168億4千63万8千円といたすものであります。これを歳入における財源区分別の比率で申し上げますと、一般財源73.1パーセント、特定財源26.9パーセントであります。

5ページをご覧ください。

次に、歳出であります。

2款総務費1項総務管理費は100万円の減額で、地域振興基金活用事業交付金であります。

3款民生費は、524万5千円の減額であります。1項社会福祉費は524万5千円の減額で、灯油等購入費扶助であります。

2項児童福祉費は、財源補正であります。

7款1項商工費は、416万3千円の減額で、温泉供給施設管理業務委託料などあります。

8款土木費は、3千520万1千円の減額であります。1項土木管理費は17万円の減額で、道路改良附帯工事費であります。

2項道路橋りょう費は、3千369万6千円の減額で、除排雪に係る経費などあります。

3項河川費は、63万4千円の減額で、滝川河川改修工事費であります。

4項都市計画費は、87万2千円の減額で、下水道事業特別会計繰出金であります。

5項住宅費は、財源補正であります。

6項港湾費は、17万1千円の追加で、重要港湾改修事業負担金などあります。

10款教育費は、955万3千円の減額であります。次のページをご覧ください。

3項小学校費の減額で、船川第一小学校及び五里合小学校の校舎棟耐震補強工事費などあります。

11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費及び2項公共土木施設災害復旧費は、ともに財源補正であります。

以上の結果、歳出合計は歳入同様5千516万2千円を減額し、予算の総額を168億4千63万8千円といたすものであります。これを性質別の比率で申し上げますと、消費的経費63.2パーセント、投資的経費12.2パーセント、その他の経費

24. 6パーセントであります。

次のページをご覧ください。

第2表は繰越明許費の追加であります。

3款民生費2項児童福祉費、保育料システム改修事業費は1千43万9千円、8款土木費6項港湾費、重要港湾改修事業負担金は277万5千円を、それぞれ予算繰越措置をいたすものであります。

8ページをご覧ください。

第3表は、市債の補正であります。事業費の確定に伴う補正で、起債の目的と限度額について申し上げます。

子育て応援米支給事業は、20万円減額し920万円に、男鹿山温泉掘削事業は、330万円減額し1千540万円に、社会資本整備総合交付金事業は、200万円減額し6千460万円に、重要港湾改修事業は、70万円追加し270万円に、公営住宅建設事業は、170万円減額し2千570万円に、船川第一小学校整備事業は、770万円減額し3千460万円に、五里合小学校整備事業は、100万円減額し1千390万円に、現年公共土木施設災害復旧事業は、10万円追加し1千万円に、単独災害復旧事業は、10万円減額し3千370万円に、農林水産業施設災害復旧事業は、470万円減額し50万円に、災害防止事業は、480万円減額し640万円に、それぞれ変更いたすものであります。

以上により、本補正予算における市債は2千470万円の減額で、市債合計は11億7千154万1千円と見込むものであります。

以上をもちまして、議案第40号平成25年度男鹿市一般会計補正予算（第9号）の説明を終わります。

次に、議案第42号男鹿市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

恐れ入りますが、議案書の3ページをご覧ください。

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、男鹿市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したもので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものであります。

本改正は、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴うもので、主な改正点に

ついてご説明申し上げます。

市税条例においては、1点目として、法人の市民税において法人税割の税率が見直され、標準税率が12.3パーセントから9.7パーセントに、制限税率が14.7パーセントから12.1パーセントに引き下げられ、平成26年10月1日以降に開始する事業年度から適用されること。

2点目として、新築住宅に係る固定資産税の減額措置が2年間延長され、平成28年3月31日までとされたこと。

3点目として、軽自動車税の税率が見直され、軽四輪車等及び小型特殊自動車の標準税率を平成27年度以降に新たに取得される自家用乗用車については1.5倍、その他は1.25倍、また、原付及び二輪車については約1.5倍、最低2千円に引き上げられたこと。

国民健康保険税条例においては、1点目として、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中・低所得層の保険税負担の軽減を図るため、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が14万円から16万円に、介護納付金課税限度額が12万円から14万円に、それぞれ引き上げられたこと。

2点目として、低所得者の国民健康保険税を軽減するため、減額基準が見直され、5割減額の対象となる所得の算定における被保険者の数に世帯主を含めること。2割減額の対象となる所得の算定においては、被保険者の数に乗すべき金額を35万円から45万円に引き上げられたことなどにより、所要の改正を行う必要があることから、本条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったものであります。

なお、お手元に配付しております新旧対照表につきましては、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上をもちまして、議案第40号並びに議案第42号の補足説明を終わりますが、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦利通君）　ここで皆様に申し上げます。本日の会議時間は、議事の都合により、午後10時まで再々々延長いたします。

○議長（三浦利通君）　次に、議案第41号について、安藤企業局長の説明を求めます。

安藤企業局長

【企業局長 安藤恒昭君 登壇】

○企業局長（安藤恒昭君） それでは、私から、議案第41号平成25年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、平成26年3月定例会以降、公共下水道事業費及び市債等の確定によるものでありまして、条文の第1条、予算では、歳入歳出それぞれ1千627万2千円を減額し、補正後の予算の総額を15億1千950万5千円とするものであります。

当該区分ごとの金額につきましては第1表で、第2条の繰越明許費につきましては第2表で、次ページをお願いいたします。第3条の市債の補正につきましては、第3表によって、それぞれご説明申し上げます。

次の3ページをお願いいたします。

第1表は、歳入歳出予算補正であります。補正額とその概要について申し上げます。

まず、歳入であります。3款国庫支出金1項国庫補助金は800万円の減額で、補助対象事業費1千600万円の減額の確定によるものであります。この事業費の50パーセントに相当する補助金分であります。

4款繰入金1項繰入金は、一般会計からの繰入金87万2千円の減額で、事業費の確定によるものであります。

7款市債1項市債は740万円の減額で、同じく事業費の確定によるものであります。

以上の結果、歳入合計は1千627万2千円を減額し、補正後の予算の総額を15億1千950万5千円とするものであります。

次の4ページをお願いいたします。

次に、歳出であります。

2款建設費1項公共下水道建設費は1千600万円の減額で、事業費の確定によるものであります。

3款流域下水道建設費1項流域下水道建設費は27万2千円の減額で、流域下水道

建設負担金の確定によるものであります。

4款公債費1項公債費は、財源補正であります。

以上の結果、歳出合計は1千627万2千円を減額し、歳入同様、補正後の予算の総額を15億1千950万5千円といたすものであります。

次のページをお願いいたします。

第2表は、繰越明許費の変更であります。

追加要望しておりました事業費の確定により、2款建設費1項公共下水道建設費公共下水道整備事業では、1千582万5千円を減額し5千520万5千円に、同じく2項特定環境保全公共下水道建設費特定環境保全公共下水道整備事業は、36万5千円を減額し1千645万9千円に、3款流域下水道建設費1項流域下水道建設費流域下水道事業建設負担金では、27万2千円を減額し1千185万4千円に、それぞれ変更し、翌年度に繰り越しするものであります。

次の6ページをお願いいたします。

第3表は市債補正であります。

公共下水道建設事業は、限度額を710万円減額し1億3千910万円に、流域下水道建設事業は、30万円減額し1千690万円に変更するものであります。

なお、起債の方法は、証書借り入れ、または証券発行、利率は5パーセント以内、償還の方法は、補正前に同じであります。

以上で、議案第41号平成25年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第4号）の補足説明を終えさせていただきます。

○議長（三浦利通君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。8番安田議員

○8番（安田健次郎君） 時間が切迫していますので、大変恐縮しておりますけれども、少しだけ質問させていただきたいと思えます。

ただいま提案されました議案第42号についてですけれども、少し気になる部分がありますので教えていただきたいと思います。

一つは、この条例案の中での一定の部分で評価すべきことがたくさんあるわけですが、軽自動車税にかかわる部分についてのみ質問させていただきたいと思えます。

一つは、特に一番ご難儀をしているというか、年金暮らしの方が一番多く使うミニ

自動バイクというか、ミニバイクというか、あれが千円の額が2千円になっちゃうと、2倍になるんですね。金額は千円から2千円なんだけどもね。主に弱者っていうよりは構造上、軽を使わざるを得ない職種なりそういうご家庭の方々の税率が、この使用する車がね主に軽自動車関係だと思っただけどもね。これが引き上がるということについてね、ちょっと私はためらいがあるので、こういうことについてはね、資料がきょう出てきたんでね、共通認識を持つ意味では本当、早めにこういうのがわかっておれば、もっと議論がかみ合うと思っただけけれども、きょう提案されたばかりで後ほど見てくださいという提案だったんだけど、後々ゆっくり見ますけども、ただ、直接税務課に行って聞いてもわかるわけだけどもね、議案の審議上、共通認識を持つ意味でねはっきりしておればよかったなと思っています。そういう点で、この弱者と言われる階層の使う比率が高いことについてどう考えるのかという問題が一つです。

それからもう一つは、税収がね、これ、どの程度入るのか、男鹿市にね。今まで軽自動車税というのは、どの程度入っているのか。これをきょう、後で資料でもいいですけども、もしできたら、時間の関係がありますのでお知らせいただければありがたいと思います。

それから、三つ目なんですけどもね、比率がちょっと今、前段申し上げましたようにね、ちょうどこの間、私方が使用料なり利用料が消費税に伴って引き上げ幅がちょっと高くないかと、弱者にきつい税率の引き上げだと、消費税の典型なんですけどもね、こういう点でいくと、今のこの引き上げというのはね、非常に酷なっていうか、言葉どう言えばいいのかね、弱者なりその低所得者層には大変きつい思いというかね、そういう改正だというふうに思うんです。この点については、市長に聞いておきたいということで質問したんです。

もう一つは、最後は、地方税法の改正だということで、どんどんこういうふうに専決処分やられますとね、それは評価するというかその立場において違う部分があると思っただけけれども、評価する部分は評価するとしてもね、こうやってやっぱり知らないところから税法の改正だって、顔の見えない殿様から年貢を、宝物取られるような感じでね、政府の通達で税法の改正で市町村のいわゆる徴税義務なり、いわゆるその賦課権者のね裁量がやらざるを得なくなるという現象について、どう思うかということです。ということは、今の政府で決まっちゃう。でも賦課するのは市長ですよ。

それがよしあしにかかわらず、法律が改後されたということでやられますと、ちょっと一般の市民としてはね、何でこうなるのかということになっちゃうし、そういう点では、こういうのは本来私からいけば撤回すべきだと思うんだけどね、そういう部分について。ドッキングされていますから、いろいろね仕訳するのは大変だとは思いますが、こういうこの弱者にきついものの税法の改正についてはね、本来市長としてはね、これ撤回しても差し支えない部分だと思うんです。その場合どうなるかとも含めてね、市長の見解をきょう伺っておきたいんです。これからもっともっとういところが出てくると思うので、きょう確認の意味で、時間気になっていますけども、この点だけは聞いておきたいと思います。

以上です。

○議長（三浦利通君） 山本総務企画部長

【総務企画部長 山本春司君 登壇】

○総務企画部長（山本春司君） お答えいたします。

ただいまご指摘がありました原付のところでは千円から2千円に2倍に改正されておりました、非常にこの安田議員がおっしゃるとおり低所得者に対しては非常に負担のかかる改正でございます。そういうことに関しては認識いたしておりますけれども、これはもう上位の法律が改正されたということで、やむを得ずの改正でございますので、その点ご理解いただきたいと思います。

それから、税収の試算につきましては、現在その試算を行っておりませんので、後ほどお答えしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、低所得者のその比率、あるいは税の専決処分の考え方でございますけれども、これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり国において、早いものについてはこの4月から施行するということで、どうしてもその専決処分をしないとイケないというふうな事情がございますので、その点をご理解いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（三浦利通君） 再質疑ありませんか。安田議員

○8番（安田健次郎君） 市長が最後のことで答えてくれなかったんですけども、4月1日からもう発動しているわけですからね、私は討論しませんけれども、そういう点では。本来ね、市長に聞いたかったのは、こういう問題についてね、撤回することも

あり得るのではないかと私は思うんですけどね、法律の改正だからやむを得ないという見解だとすればね、ちょっと残念だと思うんです。そういう点で今、市長の見解を伺いたかったんですけどね、やむを得ないと思います。

以上です。答えてくれたらありがたいです。

○議長（三浦利通君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 今、山本部長からお答えいたしましたとおり、今回のようにそういうふうな4月からということになれば、いわゆる市の方でどうのこうのというよりも、そのとおりやっていくという、これが方針であります。

○議長（三浦利通君） さらに質疑ありませんか。8番安田議員

○8番（安田健次郎君） そういう答弁だとは思ったんだけど、議会で例えば否決される場合があるわけですよね。その場合は、その言葉が通らなくなっちゃうんです。そういうことについてどうかということをお伺いしたんですよね。きょう全会一致でね、当然通るだろうという予測はつくけれども、場合によっては否決ということもあるんですよね。だから、徴収権者と賦課権者が市長ですからね、そういう点では、だめな場合はだめなときもあるんでね、そういう場合も含めてさ、こういう問題についての取り組み姿勢を私は質問したんであって、どこまでもそうだとすることであれば、わかりました。

以上です。

○議長（三浦利通君） 答弁求めているのでしょうか。

○8番（安田健次郎君） 変わらないとすれば、いいです。変わらないわけでしょう。

○議長（三浦利通君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 今申し上げたとおりで変わりません。

○議長（三浦利通君） 8番安田君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第40号から第42号までについては、会議規則第37条

第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本3件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第40号から第42号までを一括して採決いたします。本3件については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、議案第40号から第42号までは、原案のとおり承認されました。

日程追加の件

○議長（三浦利通君） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第43号監査委員の選任についてが提出されました。この際、本件を急施事件と認め、日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件を急施事件と認め、日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第15 議案第43号の上程

○議長（三浦利通君） 日程第15、議案第43号監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） ただいま議題となりました議案第43号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、本市市議会議員のうちから選任する監査委員に三浦桂寿氏を選任いたしたいというものであります。

皆様からのご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦利通君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第43号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第43号監査委員の選任についてを採決いたします。

本件は、起立により採決いたしたいと思います。

三浦桂寿君の監査委員の選任について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三浦利通君） 着席ください。

可否同数でございます。よって、地方自治法第116条の規定により、議長において、本案に対する可否を裁決いたします。

本案については、議長は、同意することと裁決いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。これにて4月臨時会を閉会いたします。

大変どうも御苦労さまでした。

午後 9時12分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

臨 時 議 長 佐 藤 巳 次 郎

議 長 三 浦 利 通

議 員 佐 藤 巳 次 郎

議 員 三 浦 一 郎